

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る島根県立大学の教育・研究・諸活動に関する方針

(この大学方針は国や島根県の自粛要請等を踏まえて大学独自に方針を定めたものです。3キャンパス全学共通を原則としますが、感染状況に応じてキャンパスごとの判断となる場合があります。)

キャンパス	教育・研究活動(準備含む)	授業(講義・演習・実習)	インターンシップ(IS)	就職活動	学生の構内立ち入り 学外者のキャンパス 訪問	クラブ・サークル活動	学生の アルバイト	学生の大学施設 利用(体育館・ グラウンド等)	大学施設の 外部貸し出し	図書館	学内会議	事務体制	学生寮の運営	県境をまたぐ移動と健康観察	学生の海外渡航	その他
浜田 ※12/21 から。		引き続き、原則、授業は遠隔授業を主として実施します。  但し、各キャンパスにおいて各学部・学科・別科・大学院研究科・短期大学の定めるところにより、対面授業を特に必要とする次の場合、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)の徹底を前提に許可できることとします。  なお、基礎疾患があるなどの理由により対面授業への参加が困難な学生のために最大限の配慮(例えば、遠隔授業の並行実施や課題等の代替措置により欠席扱いにしない)を実施します。  1) シラバス記載の『授業の「到達目標」』を達成するために対面授業を実施する必要がある場合。  2) 卒業・修了等にかかる教育・研究のうち、遠隔での指導が困難な場合。  3) 実験・実習・実技・レッスン等、対面でないと教育効果が得られない場合。  4) その他、担当教員が必要と考え許可された場合。  ※松江Cでは、1月7日(金)～1月15日(木)の期間は原則として遠隔授業を実施し、1月18日(月)から一部の対面授業を再開します。	ISについて、次の条件を満たすものについて、参加自粛を解除します。事前に「インターンシップ届」を提出の上、感染拡大防止対策に最大限の配慮をします。 ・ISへの申込日及びIS開始日の前日に、IS実施地域への新型コロナウイルスに関する移動制限が発出されていないこと。	引き続き、WEB形式の活動を主とすることを推奨します。対面形式の採用説明会・採用試験への参加など、外出せざるを得ない場合は、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をしてください。	感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をしていただき、学生の構内への立ち入り、少数の学外者のキャンパス訪問を許可します。	各キャンパスにおいてコロナ対策として定めたガイドライン等に従うことを条件に、一部の課外活動を許可します。(ボランティア活動を含む)	・アルバイトは、十分な感染予防措置がされている施設・事業所であることを前提とし、自らも感染拡大防止対策に最大限の配慮を行って下さい。  ・感染リスクの高い施設でのアルバイトは自粛を要請します。  ・帰省等により感染拡大が報じられている地域にいる場合は、極力アルバイトを自粛してください。		引き続き、全面禁止とします。				引き続き、全面禁止とします。また、館内のグループ学習室等の自習室利用を不可とします。	引き続き、健康観察(体温測定)を行い、体調不良時は絶対に外出しないでください。症状によっては、かかりつけ医や保健所に相談してください。  ・コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合や濃厚接触者となった場合は、最寄りの保健所及び浜田キャンパス学生支援課まで連絡してください。また、対応方法に不安を覚えた際には遠慮なく大学事務局長又はゼミ教員に連絡して相談してください。  ・感染拡大が報じられている地域への不要不急の移動は自粛してください。やむを得ずこれらの地域へ移動する場合は、特に以下の点に留意すること。 ▶感染症対策を徹底する。(マスク、手指洗浄、3密の回避等) ▶繁華街への夜の外出は控える。  ▶会食などの際も、いわゆる三密を避ける等の感染症対策が十分にとられていない店舗や施設の利用は控える。		
松江 ※12/21 から。	引き続き、感染拡大防止に配慮して、教育・研究活動を行うことができます。		県外への移動については島根県の移動自粛要請基準に準じることとし、インターンシップ活動を行う際は、事前に教務学生課キャリア担当(保育・教育職インターンシップは教職センター)へ活動予定を報告してください。	引き続き、WEB形式の活動を主とすることを推奨します。対面形式の採用説明会・採用試験への参加など、外出せざるを得ない場合は、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をして下さい。  県外への移動については島根県の移動自粛要請基準に準じることとします。	各キャンパスにおいてコロナ対策として定めたガイドライン等に従うことを条件に、一部の課外活動を禁止します。  ボランティア活動については、対面での活動は教員指導のもと十分な感染症予防対策を講じた上で行ってください。  就職につながるボランティア活動については、事前の下記申請先の許可を得た上で実施してください。(申請先:教育・保育関係機関での活動については教職センター、それ以外の一般企業・公的機関等での活動については教務学生課)			引き続き、全面禁止とします。おはなしレストランライブライリーについては、引き続き下記について徹底すること、一般利用を行いません。 ①基本的な感染防止対策(マスク着用、検温、手指消毒等) ②利用者の時間制限、人数制限等 ③図書、館内の消毒等 ④館内での読み聞かせ等の集会は当面行わない。 なお、12月28日(月)から1月17日(日)までは休館します。		引き続き、学生・教職員以外の利用禁止とします。	引き続き、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をして、対面会議も利用しますが、遠隔会議システム等を利用したオンライン会議の開催を推奨します。	引き続き、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。但し、不要不急の窓口対応はメール・電話とさせていただきます。	引き続き、健康観察(体温測定)を行い、体調不良時は絶対に外出しないでください。症状によっては、かかりつけ医や保健所に相談してください。  ・県外への移動、移動先での更なる移動(県内への帰着含む)の際は、事前に移動先・期間・体調をゼミ教員に報告してください。 また1月18日(月)以降に再開する対面授業に出席する方は、原則授業再開日(1月7日)までには健康観察を行なってください。(成人式出席等特別の事情ある場合は遅くとも1月12日まで)  ・新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合(発熱・咳・味覚症状等)は、かかりつけ医または最寄りの保健所に連絡してください。PCR検査等を受けた場合は、松江キャンパス教務学生課まで連絡してください。  ・感染拡大が報じられている地域への不要不急の移動は自粛して下さい。やむを得ずこれらの地域へ移動する場合は、特に以下の点に留意すること。 ▶感染症対策を徹底する。(マスク、手指洗浄、3密の回避等) ▶繁華街への夜の外出は控える。  ▶会食などの際も、いわゆる3密を避ける等の感染症対策が十分にとられていない店舗や施設の利用は控える。	外務省の海外安全ホームページ上における、レベル2以上の国(地域)への渡航中止もしくは延期を要請します。	引き続き、大学関係者全員に感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)を要請します。また、教室や各事務室の扉や窓は常時開放とします。	
出雲 ※12/16 から。			島根県外への移動が必要な場合は、『県内外への移動予定申請書』(寮生は外泊届)にて移動予定をコンピューターに報告することとします。その他、臨地実習のある学生は「県境をまたぐ移動と健康観察」欄で示した内容を遵守してください。	島根県外への移動が必要な場合は、『県内外への移動予定申請書』(寮生は外泊届)にて移動予定をコンピューターに報告することとします。その他、臨地実習のある学生は「県境をまたぐ移動と健康観察」欄で示した内容を遵守してください。	12/17以降校内の立ち入りに関して原則禁止とします。ただし、課題の提出やコンピューターとの面談等での入館は可能です。	12/16 18時以降は施設利用(学生ラウンジ、自習室、パソコン室)を中止し、サークル・ボランティア活動の中止を要請します。	・アルバイトをする際には、コンピューターに届け出をすること。  ・3密を避けること。休憩中にも3密+大声で喋らないこと。  ・感染リスクの高い施設でのアルバイトを禁止する。  ・その他、接客、対面となる業種については、(可能な限り自粛する)、感染防止対策を十分にとられているものを選ぶようにすること。	12/16 18時以降は施設利用を全面禁止とします。今後はクラブ・サークル活動の対応に準ずることとします。	引き続き、全面禁止とします。	12/17から当面の間、臨時休館とします。		12/28 10時から3/21 9時まで閉寮とします。ただし、1/4 10時以降は在寮許可を受けた方のみ入ることが出来ます。	引き続き、健康観察(体温測定)を行い、体調不良時は絶対に外出しないでください。症状によっては、かかりつけ医や保健所に相談してください。  ・県外への移動、移動先での更なる移動(県内への帰着含む)の際は、移動先・期間・体調をコンピューターに報告してください。 上記に加えて、出雲Cの学生は以下を遵守してください。 ・帰省等、居住地を離れる場合は、県内外を問わず事前にコンピューターに『県内外への移動予定申請書』を用いて「移動先」「期間」「理由」を伝えること。寮生の場合は、寮務担当教員に外泊届を提出するが、無断外泊、虚偽記載は退寮の対象になることがある。 ・出雲Cで定める「特別感染警戒地域」からの県外及び同地域への移動は、極力控えること。 ・やむを得ず「特別感染警戒地域」へ移動する場合は、特に以下の点に留意すること。 ▶感染症対策を徹底する。(マスク、手指洗浄、3密の回避等) ▶繁華街への夜の外出は控える。 ▶会食などの際も、いわゆる三密を避ける等の感染症対策が十分にとられていない店舗や施設の利用は控える。 ▶「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の利用する。 ・やむを得ず「特別感染警戒地域」に滞在していた場合は、必ず帰県後2週間は自宅待機し、健康観察を行うとともに、その間、アルバイトも中止し不要不急の外出を控え、他者との接触を極力控えること。また、体温測定等の健康観察及び体調不良時の大学への連絡を徹底すること。			